



措置報告書

元豊総人発第3121号
令和2年3月16日

豊島区男女共同参画苦情処理委員様

住所
東京都豊島区南池袋2-45-1
氏名
豊島区長 高野 之夫



令和元年11月8日付第2号により通知がありました意見表明に対しましては、次の通り措置したので報告します。

<p>意見表明の趣旨</p>	<p>区は、豊島区男女共同参画推進条例の趣旨に鑑み、区職員の休暇制度を本人又は配偶者の性的指向・性自認に関わらず、利用できる制度へ改正すべきである。 改正にあたっては、豊島区男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえた制度・運用にするとともに、短時間勤務制度等、他の制度についても、条例の趣旨を踏まえたものとするよう、検討すべきである。</p>
<p>措置の状況及び内容</p>	<p>①同性パートナーを有する職員に対する休暇制度の拡充について</p> <p>【措置の状況】 事実婚において認められている休暇制度について、令和2年4月1日に拡充を行う。</p> <p>【内容】 「慶弔休暇」、「短期の介護休暇」、「介護休暇」、「介護時間」、「子の看護のための休暇」、「出産支援休暇」、「育児参加休暇」について、同性パートナーを有する職員が制度を利用できるよう、現行の休暇制度を拡充する。 なお、「配偶者同行休業」については、地方公務員法において利用対象者が定義されているため対象外とするが、今後の他自治体の改正動向を注視し、必要に応じて制度拡充を検討することとする。</p> <p>②制度利用時における「アウティング」防止等の必要な措置について</p> <p>【措置の状況】 ①の制度周知にあたり、「アウティング」防止等について呼び掛けを行う。</p> <p>【内容】 今回拡充する休暇制度を利用する場合は、現行の制度と同様、庶務事務システムにおける申請を行うこととするが、システム上の申請内容は現行と変更しないため、決裁権者以外の一般職員が、システム上当該休暇制度の利用状況を知ることはない。 また、制度の拡充を周知するにあたり、拡充した休暇制度を利用する職員がいた場合、他の休暇制度と同様に、制度利用情報が不必要に流出しないよう配慮することを決裁権者へ改めて周知し、「アウティング」を防ぐ。</p>



措置報告書	
元豊教指発第2262号 令和2年3月10日	
豊島区男女共同参画苦情処理委員様	
住所 東京都豊島区南池袋2-45-1 団体名 豊島区教育委員会	
令和元年11月8日付第3号により通知がありました意見表明に対しましては、次の通り措置したので報告します。	
意見表明の趣旨	区は、豊島区男女共同参画推進条例の趣旨に鑑み、区職員の休暇制度を本人又は配偶者の性的指向・性自認に関わらず、利用できる制度へ改正すべきである。 改正にあたっては、豊島区男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえた制度・運用にするとともに、短時間勤務制度等、他の制度についても、条例の趣旨を踏まえたものとするよう、検討すべきである。
措置の状況及び内容	①同性パートナーを有する職員に対する休暇制度の拡充について 【措置の状況】 事実婚において認められている休暇制度について、令和2年4月1日に拡充を行う。 【内容】 「慶弔休暇」、「短期の介護休暇」、「介護休暇」、「介護時間」、「子の看護のための休暇」、「出産支援休暇」、「育児参加休暇」について、同性パートナーを有する職員が制度を利用できるよう、現行の休暇制度を拡充する。 なお、「配偶者同行休業」については、地方公務員法において利用対象者が定義されているため対象外とするが、今後の他自治体の改正動向を注視し、必要に応じて制度拡充を検討することとする。 ②教員に対し区の職員と同等の待遇を実現することについて 【措置の状況】 特別区教育長会等の機会を捉え、区の職員と同等の待遇を実現できるように東京都教育委員会に対し申し入れる。 【内容】 特別区教育長会から東京都教育委員会に対して行う、現行制度等に対する要望事項に上げるべく調整し、制度拡充について要望する。